

ストーカーの年間相談件数が2万件を超える状況の中で、2016年12月、改正ストーカー規制法が衆院本会議で可決、成立しました。

改正のポイントは①SNS（ソーシャル・ネット

ワーキング・

サービス）や

ブログへの執拗な書き込みを規制②

「つきまとい行為」に被害者宅の周

辺をうろつくことを追加③事前の

警告なく禁止命令を出すことが可

能に④被害者関連の情報提供を禁

止⑤ストーカー行為の懲役刑を6月以下から1年以下に⑥ストーカー行為を「非親告罪」に——など、ストーカー事案に対する対応の更なる充実を図った内容になっています。

ストーカー事

案は、最初は比較的軽微に見え

ても、行為が次第にエスカレートして事態が急展開し、重大事件に発展する恐れがあります。早い段階で警察に相談しましょう。

## ストーカー規制法改正

防犯一口メモ